

川崎市上下水道局総合評価審査委員会設置要綱

(平成21年1月30日20川水総契第785号)

(設置)

第1条 上下水道事業管理者は、上下水道局（以下「局」という。）で発注する工事において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2の規定に基づき、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が局にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者と決定する一般競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）を実施するに当たり、落札者決定基準の決定等について適正な審査を行うため、川崎市上下水道局総合評価審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審査する。

- (1) 総合評価一般競争入札によることの適否に関すること。
- (2) 落札者決定基準の設定に関すること。
- (3) 価格以外の評価に関すること。
- (4) 入札参加者からの疑義照会に関すること。
- (5) その他必要と認める事項

(委員会の構成)

第3条 委員会は、総務部担当部長、財務課担当課長及び当該工事担当課長をもって構成する。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員長は総務部担当部長をもって充てる。

2 委員長は、会務を総理し委員会を代表する。

3 委員長に事故のあるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の開催)

第5条 委員会の会議は、必要があると認めるときに委員長が招集する。

2 委員会は、出席すべき委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 緊急を要する場合等は、各委員への持回りによる審査により、前項の議決に代えることができる。

5 委員会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(秘密を守る義務)

第6条 委員は事務を処理する上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(委員会の庶務)

第7条 委員会の庶務は、財務課において行う。

(その他必要な事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年1月30日から施行する。

附 則 (平成21年1月30日20川水総契第785号)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月31日21川水総契第1176号)

この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。

附 則（平成２４年６月１日２４川上総契第１３１号）

この要綱は、平成２４年６月１日から施行する。

附 則（平成２５年３月２９日２４川上総契第１２６４号）

この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

附 則（平成３０年３月２８日２９川上総管第３０３２号）

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

附 則（令和３年３月３０日２川上経管第２８４５号）

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附 則（令和７年３月１０日６川上総管財第２２０６号）

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。